



保健事業を利用する方へ

保健事業利用時の資格確認方法について

令和7年12月2日から、発行済みの組合員証・被扶養者証は利用できなくなりました。保健事業を利用する際に資格確認が必要な場合は、以下のとおりとなりますのでご確認ください。



保健事業利用時の資格確認方法（利用日当日に提示）

事業名	マイナ保険証を 持っている	マイナ保険証を 持っていない
<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 特定保健指導 人間ドック 器官別健診 かがやきメイト健康診断 	<p>次のいずれかによります</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードによるオンライン資格確認（対応している健診機関のみ） マイナポータルの保険資格画面 マイナンバーカードと資格情報のお知らせ 	<p>「資格確認書」をご提示ください</p>
<ul style="list-style-type: none"> こころの相談 遠隔地組合員宿泊利用補助 	<p>次のいずれかによります</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータルの保険資格画面 マイナンバーカードと資格情報のお知らせ 	

※上記以外のメニューでも、予約時や利用登録時に組合員番号が必要な場合等があります。かがやきメイト利用ガイドや東京支部ホームページで各事業の利用方法をご確認ください。

※利用時点で資格がない場合は利用対象外となり、後日助成額を全額返納していただきますのでご注意ください。

※75歳以上の組合員の方は上記によらず以下のとおりとなります。

75歳以上の組合員の方（後期高齢組合員・後期高齢短期組合員）の資格確認方法

75歳以上の組合員の方は特定健康診査・特定保健指導を除く保健事業をご利用いただけます。

組合員資格を取得した際に所属所から発行される「組合員番号通知書」によりご自身の組合員番号を確認の上ご利用ください。資格確認が必要な場合においても、「組合員番号通知書」をご提示ください。

※予約時だけでなく利用日時点でも組合員資格が必要です。資格喪失後に利用することがないよう注意してください。無資格での利用があった判明した場合は助成額を全額返納していただきます。

問合せ先

福利厚生課厚生事業担当

03-5320-6821